

第 67 回福祉のまちづくり推進会議

日時：令和 7 年 9 月 4 日（木）午後 1 時 30 分～

場所：名古屋市公館 1 階 レセプションホール

1 令和 6 年度福祉環境整備事業の実績について

(1) 各局における福祉環境整備事業

【資料 1】(P. 1)

(2) 県条例に基づく「特定施設整備計画届出書」の届出状況（令和 6 年度）

【資料 2】(P. 7)

2 宿泊施設のバリアフリー化基準について

【資料 3】(P. 8)

3 地下鉄駅構内のエレベーター誘導案内について

【資料 4】(P. 11)

4 名古屋城天守閣整備事業の進め方に係る総括について

【資料 5】(P. 12)

各局における福祉環境整備事業

【資料1】

1 住宅改造・改修：健康福祉局（障害企画課・高齢福祉課）

事項		令和5年度実績	令和6年度実績	令和6年度末累計	進捗率(目標達成率)	事業内容	令和7年度予算額 (千円)	令和7年度における整備箇所(予定)
障害者住宅改造補助(障害企画課)	補助件数	198件 (障害別件数) 身体障害 153件 知的障害・自閉症 30件 精神障害 15件	193件 (障害別件数) 身体障害 149件 知的障害・自閉症 25件 精神障害 19件	—	—	障害のある方の住宅環境を改善するため、訪問による住宅改造相談を通じて専門的助言指導を行うとともに住宅の改造に必要な経費を80万円を限度に助成する。(※介護保険要支援・要介護認定を受けた方は、助成限度額は60万円となる。※所得により、助成率が異なる。)	97,541	—
	補助額	93,942,339 円	80,961,277 円	—	—			—
	訪問相談件数	285件	263件	—	—			—
高齢者住宅改修相談(高齢福祉課)	訪問相談件数	222件	211件	—	—	住宅の改良に関し、対象者(要介護状態にある高齢者又は要介護状態になるおそれのある高齢者等のいる家庭で、当該高齢者の年齢、身体状況、家族構成、家屋の状況等から高齢者向けに居室等の改良を希望する方)の居宅を訪問し、家屋の構造、身体状況及び保健福祉サービスの活用状況等を踏まえて相談に応じ、助言を行う。	6,319	—

2 福祉都市：健康福祉局（障害企画課・地域共生推進課）、スポーツ市民局（区政課）

事項		令和5年度実績	令和6年度実績	令和6年度末累計	進捗率(目標達成率)	事業内容	令和7年度予算額 (千円)	令和7年度における整備箇所(予定)
民間鉄道駅舎のバリアフリー化設備設置補助(障害企画課)								
	駅出入口から各ホームまでの段差の解消	—	—	56駅	94.9% 56駅/59駅	1日あたりの平均利用者数3,000人以上の民間鉄道駅舎に対し、エレベーター等の段差解消設備の設置補助を実施する。(累計や進捗率は1日あたりの平均利用者数3,000人以上の民間鉄道駅舎の数字)	13,510	名鉄森下駅 エレベーター設置等(令和8年度完成予定)
	ホームドア又は可動式ホーム柵の設置	1駅 JR名古屋駅	1駅 JR名古屋駅	0駅(全ホーム) 2駅(一部ホーム)	0駅(全ホーム) 2駅(一部ホーム) /5駅	1日あたりの平均利用者数100,000人以上の民間鉄道駅舎に対し、ホームドア又は可動式ホーム柵の設置補助を実施する。(累計や進捗率は1日あたりの平均利用者数100,000人以上であるJR名古屋駅・JR金山駅・名鉄名古屋駅・名鉄金山駅・近鉄名古屋駅の5駅が対象)	319,467	JR名古屋駅 中央本線7・8番線ホーム(令和7年度完成予定) 近鉄名古屋駅 2・3番線ホーム(令和8年度完成予定)
	※ 一部ホームに設置の駅：JR名古屋駅(東海道新幹線・東海通本線)、JR金山駅(東海道本線)							
ユニバーサルデザインタクシーの導入補助(障害企画課)		155台	132台	1,165台	(名古屋交通圏) 36.4% 1,928台/5,293台	市内を営業区域とし、生活交通改善事業計画に掲げるタクシー事業者が、国土交通省「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」で認定されたタクシー車両を導入する際に、1台あたり20万円を補助する。 ※進捗率は、一般タクシー車両数に占めるUDタクシー車両数の割合	40,000	200台
バリアフリー情報の発信(障害企画課)		公開	掲載内容の充実	—	—	市内の施設等のバリアフリー情報を発信する。(初年度は宿泊施設を対象とし、順次拡大(観光施設や飲食店等))	31,024	掲載内容の充実
ユニバーサルゾーンの設定(障害企画課)		—	—	31地区	—	障害者施設等の周辺を「ユニバーサルゾーン」に指定し、すべての人にやさしい「ユニバーサルデザイン」の視点に立った面的・総合的な道路環境整備を実施する。	—	—

事項	令和5年度実績	令和6年度実績	令和6年度末累計	進捗率(目標達成率)	事業内容	令和7年度予算額 (千円)	令和7年度における整備箇所(予定)
バリアフリー整備相談支援事業 (地域共生推進課)	—	検討・調査	—	—	当事者参画の場を開催し、市が行う施設整備(公共建築物、道路、公園、公共交通機関)への当事者の意見を聴取する。	35,484	9月に第1回当事者参画の場を開催予定 令和7年度中に11案件を対象に当事者参画の場を開催予定
バリアフリースイレへの大型ベッド設置 (スポーツ市民局区政課)	—	—	8区 2支所	45.4% 8区/16区 2支所/6支所	重度障害者等のおむつ替え及び着脱衣等の配慮のため、バリアフリースイレへ大型ベッドを設置する。 (※スペース上設置が困難な区・支所については、空き部屋等に対応。)	—	庁舎の改築等にあわせ、順次設置を行っていく。 令和7年度は、港区役所南陽支所等仮設庁舎において設置を予定。

3 市営住宅:住宅都市局(住宅企画課)

事項	令和5年度実績	令和6年度実績	令和6年度末累計	進捗率(目標達成率)	事業内容	令和7年度予算額 (千円)	令和7年度における整備箇所(予定)
(1) 建替事業							
① バリアフリー化された住宅の供給	96戸	112戸	13,305戸	22.2% 13,305戸/59,803戸	市営住宅の建替えにあわせ、住宅のバリアフリー化を実施するとともに、車いす利用者専用住宅の供給を行う。 車いす利用者専用住宅については、入居予定者が設備仕様の一部を選択できるものとする。 ※各年度の実績は公用開始戸数。年度末累計は管理戸数。 (参考)市営住宅全体の管理戸数 59,803戸(6年度末)	5,234,041	新規:令和7年度着工 122戸(令和9年度竣工122戸) 継続:令和6年度着工 256戸(令和8年度竣工 166戸) (令和9年度竣工 90戸) 令和5年度着工 116戸(令和8年度竣工 116戸) 令和4年度着工 120戸(令和7年度竣工 120戸)
② 車いす利用者専用住戸の供給 (①の内数)	2戸	4戸	251戸	—			新規:令和7年度着工 4戸(令和9年度竣工 4戸) 継続:令和6年度着工 5戸(令和8年度竣工 3戸) (令和9年度竣工 2戸) 令和5年度着工 4戸(令和8年度竣工 4戸) 令和4年度着工 2戸(令和7年度竣工 2戸)
(2) 既設中層住宅へのエレベーター設置							
階段室型5階建	0基	0基	57基	71.4% 15棟/21棟	エレベーターが未設置である既設中層市営住宅で増設工事が可能なものについて、入居者の同意を得ながらエレベーター設置を行う。 ※各年度の実績及び年度末累計は完成基数。	—	—
(3) 高齢化等への対応設備の設置							
① 非常警報装置の設置	—	—	5,640戸	—	入居者の高齢化等に対応するため既設の市営住宅において、入居者の要望等に応じて設置する。	42,637	—
② 洋式便所化	41戸	37戸	6,144戸	—			70戸
③ 浴室・便所等への手すり設置	511か所	461か所	29,547か所	—			1,057か所
④ 玄関ドアノブのレバーハンドル化	419戸	342戸	15,694戸	—			699戸
⑤ 既設集会所の高齢者向け改修	—	—	275か所	—			—

4 道路:緑政土木局(道路維持課)

事項	令和5年度実績	令和6年度実績	令和6年度末累計	進捗率(目標達成率)	事業内容	令和7年度予算額 (千円)	令和7年度における整備箇所(予定)
(1) 立体横断施設整備 (手すりの設置)	2橋	0橋	225橋	93.8% 225橋/240橋	歩道橋の手すりを補修工事等に合わせて設置する。 ※階段手すり部分の整備率は100%	41,900	5橋(一段の手すりを二段に改善)
(2) 視覚障害者誘導用ブロック 設置・改善	260か所	333か所	—	—	幅員2.5m以上の歩道、ユニバーサルゾーン区域内、福祉施設等から 最寄りの鉄道駅を結ぶ道路等に、名古屋市「福祉都市環境整備指針」 に基づき実施する。	66,000	281か所

5 公園:緑政土木局(緑地事業課)

事項	令和5年度実績	令和6年度実績	令和6年度末累計	進捗率(目標達成率)	事業内容	令和7年度予算額 (千円)	令和7年度における整備箇所(予定)
車いす使用者対応水飲器の設置	9基	14基	833基	—	公園の新設、再整備などの際に設置する。	23,000	猪々道公園始め23公園にて設置(更新含む)を予定。 猪々道公園、汁谷第一公園、大幸第二公園、稲生公園、楠味鋸公園、稚児宮公園、名城公園、庄内緑地、中沼西公園、寺町公園、若宮大通公園、高辻公園、角出公園、野田公園、柳森公園、梓ノ木公園、内田橋南第一公園、志中公園、苗代公園(仮称)、山の手公園、藤森第一公園、流公園、植田中央公園
バリアフリートイレの設置	6棟	10棟	175棟	—	公園の新設、再整備の際に設置する。	563,000	上野公園始め17公園にて設置(建替含む)を予定。 上野公園、千種公園、弁天公園、大幸第二公園、名城公園、押切公園、庄内緑地、中村公園、若宮大通公園、村雲公園、堀田公園、荒子東公園、高畑公園、野田公園、稲永公園、元塩公園、勅使ヶ池緑地

6 校舎の新築・改造:教育委員会(学校施設課・教育環境整備課)

事項	令和5年度実績	令和6年度実績	令和6年度末累計	進捗率(目標達成率)	事業内容	令和7年度予算額 (千円)	令和7年度における整備箇所(予定)
(1) 校舎の新築・改築	—	—	—	—	校舎の新築・改築の際に、洋式トイレ、スロープ等を設置する。	4,577,000	上志段味中学校 令和6～7年度 工事 令和8年度 開校
(2) 校舎の増築	小学校4校 (東白壁小・ 城西小・ 中川小・ 上志段味小)	—	—	—	校舎の増築の際に、洋式トイレ、スロープ等を設置する。	大高中学校 300,818 天白特別支援学校 396,900	大高中学校 令和7～8年度 工事 令和8年度 供用開始 天白特別支援学校 令和6～8年度 工事 令和8年度 供用開始
(3) 校舎の保全改修	小学校1校 (川原小)	中学校1校 (桜山中) 高等学校1校 (菊里高校)	—	—	保全改修・設備改修事業の際に、洋式トイレ、スロープ等を設置する。	2,260,443	○小学校 上名古屋小、松原小、八熊小、道徳小 ○中学校 八王子中、豊国中、港北中 ○高等学校 菊里高校

事項	令和5年度実績	令和6年度実績	令和6年度末累計	進捗率(目標達成率)	事業内容	令和7年度予算額 (千円)	令和7年度における整備箇所(予定)
(4) リニューアル改修	小学校11校 (矢田小・清水小・ 味鏡小・枇杷島小・ 陽明小・豊治小・万 場小・港西小・高木 小・名東小・豊が丘 小) 中学校5校 (北中・浄心中・守 山東中・鳴海中・東 陵中) 高等学校2校 (山田高校・緑高 校)	小学校9校 (田代小・星ヶ丘小・ 楠西小・児玉小・千 成小・野田小・高木 小・太子小・野並小) 中学校7校 (振甫中・富士中・北 中・笈瀬中・黄金中・ 守山北中・藤森中) 高等学校2校 (山田高・緑高) 幼稚園1園 (大幸幼)	—	—	リニューアル改修の際に、洋式トイレ、スロープ等を設置する。	14,154,003	○小学校 18校 田代小、東山小、比良小、城西小、弥富小、井戸田小、 高蔵小、大宝小、八幡小、明德小、豊田小、星崎小、桜 小、二城小、鳴海小、猪高小、豊が丘小、天白小 ○中学校8校 振甫中、北中、前津中、萩山中、山王中、宝神中、鳴海 中、御幸山中 ○高等学校1校 富田高 ○幼稚園1園 荒子幼
(5) 学校トイレの環境改善	小学校36校 中学校10校	小学校14校 中学校9校	洋式化率 小学校80.5% 中学校77.3%	—	洋式化率の低い学校を中心としたトイレのみの単独改修を実施する。	783,346	小学校32校 田代小、自由ヶ丘小、金城小、楠小、光城小、楠西小、 如意小、堀田小、汐路小、旗屋小、愛知小、常磐小、荒 子小、明正小、西中島小、五反田小、春田小、中川小、 大手小、港西小、南陽小、正保小、西福田小、小幡小、 小幡北小、東丘小、大高小、大高南小、徳重小、猪子 石小、本郷小、平和が丘小 中学校13校 北陵中、八王子中、萩山中、宮中、日比野中(南校 舎)、高杉中、南陽東中、大江中、志段味中、守山北 中、有松中、千鳥丘中、扇台中 高等学校1校 名古屋商業高
(6) 学校施設のバリアフリー化	バリアフリートイレ 小学校91校 スロープ 小学校88校 エレベーター 小学校3校	バリアフリートイレ 小学校50校 スロープ 中学校56校 エレベーター 小学校3校 中学校2校	バリアフリートイレ (校舎)365校 (体育館)327校 スロープ (校舎)369校 (体育館)231校 エレベーター 86校	バリアフリートイレ (校舎)98.4% (体育館)88.1% スロープ (校舎)99.5% (体育館)62.3% エレベーター 23.2%	障害のある子どもの教育環境改善のため、国から示された「公立小中 学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標」を踏まえ、バリアフ リートイレの整備、スロープ等による段差解消及び要配慮児童生徒在 籍校等へのエレベーターの整備を実施する。	895,600	バリアフリートイレ中学校57校・高等学校10校・特別支 援学校1校 (今池中、振甫中、千種台中、若水中、東星中、富士 中、若葉中、大曽根中、楠中、豊国中、御田中、豊正 中、日比津中、伊勢山中、白山中、瑞穂ヶ丘中、汐路 中、津賀田中、沢上中、日比野中、一色中、八幡中、昭 和橋中、富田中、はとり中、助光中、供米田中、高杉 中、港南中、港北中、東港中、南陽中、当知中、港明 中、南陽東中、名南中、明豊中、守山中、守山西中、大 森中、森孝中、鳴海中、有松中、大高中、鳴子台中、千 鳥丘中、扇台中、滝ノ水中、左京山中、鎌倉台中、猪高 中、高針台中、牧の池中、香流中、天白中、平針中、原 中、菊里高、向陽高、桜台高、北高、富田高、西陵高、 名古屋商業高、若宮商業高、工業高、工芸高、西特 支) スロープ高等学校10校・幼稚園17園 (菊里高、向陽高、北高、緑高、富田高、山田高、名東 高、西陵高、工業高、工芸高、第一幼、大幸幼、楠西 幼、おりべ幼、第三幼、吹上幼、高田幼、荒子幼、春田 幼、二城幼、鳴子幼、桶狭間幼、大高幼、神の倉幼、西 山台幼、猪高幼、梅森坂幼) エレベーター小学校2校 万場小、大高南小

事項	令和5年度実績	令和6年度実績	令和6年度末累計	進捗率(目標達成率)	事業内容	令和7年度予算額 (千円)	令和7年度における整備箇所(予定)
(7) 統合校の整備					小学校統合に伴う学校施設の改築及び改修に合わせて、バリアフリー化を行う。	3,502,543	中区丸の内小学校:令和6年度～令和8年度改修工事 港区稲永小学校・野跡小学校統合校(あおなみ小学校):令和6年度～令和8年度改修工事 天白区たかしま小学校:令和6年度～令和8年度改築工事
(8) 学校体育館空調設備の整備	小学校2校 中学校56校 特別支援学校1校	小学校52校	小学校54校 中学校111校 特別支援学校6校	小学校20.8% 中学校100% 特別支援学校100%	学校体育館空調設備の整備を実施する。	3,181,100	小学校53校 (春岡小、上野小、富士見台小、山吹小、砂田橋小、城北小、西味鏡小、宮前小、辻小、城西小、枇杷島小、庄内小、大野木小、日比津小、諏訪小、稲葉地小、老松小、正木小、鶴舞小、御器所小、御剣小、穂波小、白鳥小、大宝小、昭和橋小、常磐小、八幡小、五反田小、春田小、東築地小、中川小、港西小、小碓小、明治小、道徳小、星崎小、大森小、志段味西小、二城小、大森北小、平子小、大高小、片平小、旭出小、桶狭間小、香流小、豊か丘小、平和が丘小、極楽小、八事東小、平針小、植田小、天白小)

7 地下鉄:交通局(施設計画課・駅務課・電車車両課・運輸課)

事項	令和5年度実績	令和6年度実績	令和6年度末累計	進捗率(目標達成率)	事業内容	令和7年度予算額 (千円)	令和7年度における整備箇所(予定)
(1) エレベーターの設置 (施設計画課)	交差駅における地上へのエレベーター: 伏見駅 御器所駅 本山駅 新瑞橋駅 アジア・アジアパラ競技大会に向けたエレベーター: 瑞穂運動場西駅	交差駅における地上へのエレベーター: 伏見駅 御器所駅 本山駅 新瑞橋駅 アジア・アジアパラ競技大会に向けたエレベーター: 瑞穂運動場西駅 バリアフリールートの改善:本郷駅	87駅262基	100% 87駅/87駅	平成25年度に、全駅でホームから地上へのエレベーターによる移動ルートを1ルート確保した。 現在では、地上へのエレベーターが1つしかない交差駅のうち、多くのお客さまが向かう方面にエレベーターがない駅の、地上へのエレベーターの整備(交差駅における地上へのエレベーター)、令和8年に開催されるアジア競技大会及びアジアパラ競技大会を見据えた整備、及びバリアフリールートの改善としてのエレベーター整備を進めている。 さらに新たなエレベーター整備として、地上へのエレベーターが1つ整備されている駅のうち、多くのお客さまが向かう方面にエレベーターがない駅の整備に向け必要な調査を実施する。 ※達成率は全駅数に占める割合	2,601,739	交差駅における地上へのエレベーター: 伏見駅、御器所駅、本山駅、新瑞橋駅(継続)。 アジア・アジアパラ競技大会に向けたエレベーター: 瑞穂運動場西駅(継続) バリアフリールートの改善:本郷駅(継続) 新たなエレベーター整備: 大須観音駅、池下駅、黒川駅、ナゴヤドーム前矢田駅、六番町駅(調査)
(2) バリアフリートイレの設置 (駅務課)	0か所	0か所	87駅100か所	100% 87駅/87駅	平成22年度までに全駅に設置している。 トイレのリニューアルに併せて、スペースが確保できる場合には、バリアフリートイレを増設する。 ※達成率は全駅数に占める割合	「トイレのリニューアル」に含む	・令和6年度開始、令和7年度完了予定 名古屋駅(東改札内) ・令和6年度開始、令和8年度完了予定 御器所駅(東南改札外) ・令和7年度開始、令和8年度完了予定 新瑞橋駅(改札内)
(3) 視覚障害者用誘導チャイムの設置 (駅務課)	0か所	0か所	87駅283か所	100% 87駅/87駅	令和元年度に島式のホーム階段や改札口等に誘導チャイムを全駅に設置している。 さらなる整備として、相対式のホーム階段に順次設置を進める。	1,041	令和7年度開始、令和9年度完了予定 築地口駅、東別院駅、中村日赤駅
(4) 車内案内表示装置の設置 (電車車両課)	0両	0両	782両	100% 782両/782両	※達成率は全車両数に占める割合	—	—
(5) 車いすスペースの設置 (電車車両課)	0編成	0編成	113編成	83.7% 113編成/135編成	※達成率は全編成数に占める割合	—	—
(6) 可動式ホーム柵の設置 (駅務課)	0駅	5駅	84駅	84.8% 84駅/99駅	可動式ホーム柵を整備する。 ※達成率の分母の駅数は2路線のある駅は2駅としてカウント	1,862,498	鶴舞線:可動式ホーム柵の製造及び設置 伏見駅から原駅の12駅 順次稼働

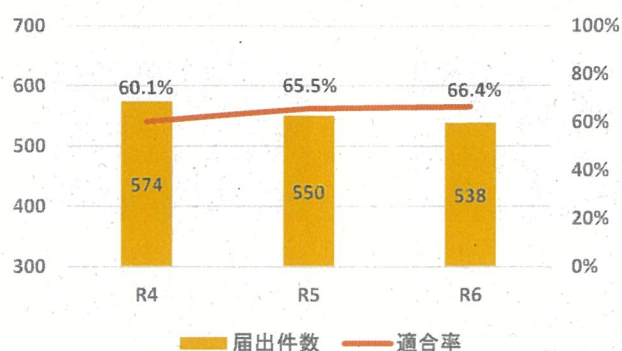
事項	令和5年度実績	令和6年度実績	令和6年度末累計	進捗率(目標達成率)	事業内容	令和7年度予算額 (千円)	令和7年度における整備箇所(予定)
(7) トイレのリニューアル (駅務課)	5か所	6か所	36駅	41.4% 36駅/87駅	トイレの改修(全ブース洋式化、温水洗浄便座設置等)	993,958	・令和6年度開始、令和7年度完了予定 名古屋駅(東改札内・外)、新瑞橋駅(西改札外)、瑞穂 運動場西駅 ・令和6年度開始、令和8年度完了予定 御器所駅(東南改札外) ・令和7年度開始、令和7年度完了予定 名古屋駅(北改札外)、吹上駅、中村公園駅、平針駅、 野並駅、瑞穂区役所駅、本山駅、堀田駅 ・令和7年度開始、令和8年度完了予定 瑞穂運動場東駅、新瑞橋駅(改札内)
(8) 地下鉄駅ホームと車両の段差・隙 間の改善 (駅務課)	5駅	4駅	14駅 (名城・名港線 1～18番乗降口)	—	車いすやベビーカーをご利用の方をはじめ、誰もが乗降しやすくなるよ う、ホーム先端部のかさ上げ(スロープ化)やくし状ゴムの設置などを行 い、ホームと車両の段差・隙間の改善を図る。	487,683	【名城線・名港線】 ・令和6年度開始、令和7年度完了予定 六番町駅、港区役所駅、東海通駅 ・令和7年度開始、令和7年度完了予定 茶屋ヶ坂駅、自由ヶ丘駅、本山駅、名古屋大学駅、八 事日赤駅、八事駅、総合リハビリセンター駅、瑞穂運動 場東駅 ・令和7年度開始、令和9年度完了予定 東別院駅 【桜通線】 設計
(9) 大型モニターの設置 (運輸課)	3駅10台	0台	3駅10台	—	運行情報等を誰にもわかりやすく提供するため、画像や多言語で表示 する大型モニターを、主要駅(名古屋駅、栄駅、金山駅)の改札口付近 に設置する。 ※令和7年度予算額は、既設3駅10台のリース費用	9,752	—

8 市バス:交通局(自動車車両課・自動車施設課)

事項	令和5年度実績	令和6年度実績	令和6年度末累計	進捗率(目標達成率)	事業内容	令和7年度予算額 (千円)	令和7年度における整備箇所(予定)
(1) ノンステップバスの導入 (自動車車両課)	107両(107両廃車)	107両(107両廃車)	1,014両	100% 1,014両/1,014両	高齢者や車いすをご使用の方をはじめ、どなたにも利用しやすい市バ ス車両とするため、乗降口に段差のないノンステップバスの導入を進め る。	3,006,587	車両更新107両※電気バスを1両含む。(予定)
(2) 車内案内表示装置の設置 (自動車車両課)	107両(107両廃車)	107両(107両廃車)	1,014両	100% 1,014両/1,014両	視覚障害者や聴覚障害者の方をはじめ、どなたにも次停留所名等を容 易に確認できるよう全ての車両に車内案内表示装置を設置する。 ※うち、緊急時を含めた運行情報の提供ができるものは56.9%(577両 /1,014両)(令和7年度末見込)	117,560	車両更新107両(予定)
(3) 車いすスペースの設置 (自動車車両課)	107両(107両廃車)	107両(107両廃車)	1,014両	100% 1,014両/1,014両	車いすをご使用の方が、安心して市バスを利用できるようすべての車 両に車いすスペースを設置する。	「ノンステップバス の導入」に含む	車両更新107両(予定)
(4) 照明付バス停留所標識の設置 (自動車施設課)	67基	100基	3,099基	—	夜間の運行がある所で照明化が可能な所、道路占用許可基準を満た す所に順次設置する。 (参考)バス停留所標識数約3,900(令和6年度末)	136,157	83基(予定)
(5) バス停留所上屋の設置 (自動車施設課)	8基	32基	1,617基	—	地先の了解が得られ、道路占用許可基準を満たす所に順次設置する。	126,875	25基(予定)
(6) バス停留所等へのベンチの設置 (自動車施設課)	16基	39基	1,337基	—	上屋の下へ設置するもので、地先の了解が得られ、道路占用許可基準 を満たす所に順次設置する。	15,525	25基(予定)

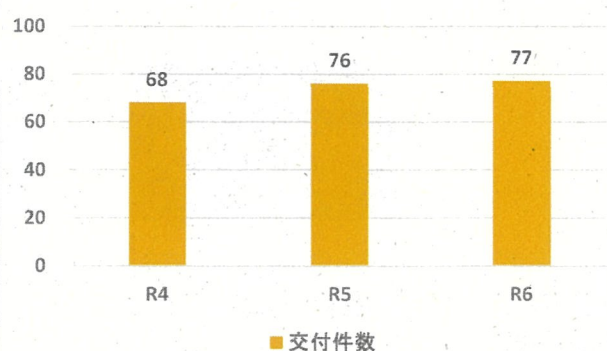
県条例に基づく「特定施設整備計画届出書」の届出状況（令和6年度）

(1) 届出件数と適合率（R4～R6）



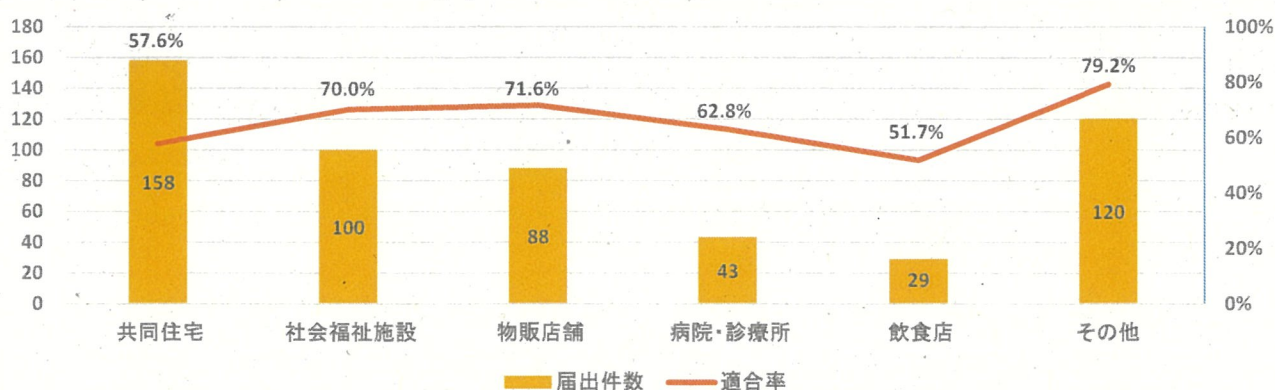
- 届出件数は前年度より微減
- 適合率は前年度より微増

(2) 交付件数（R4～R6）



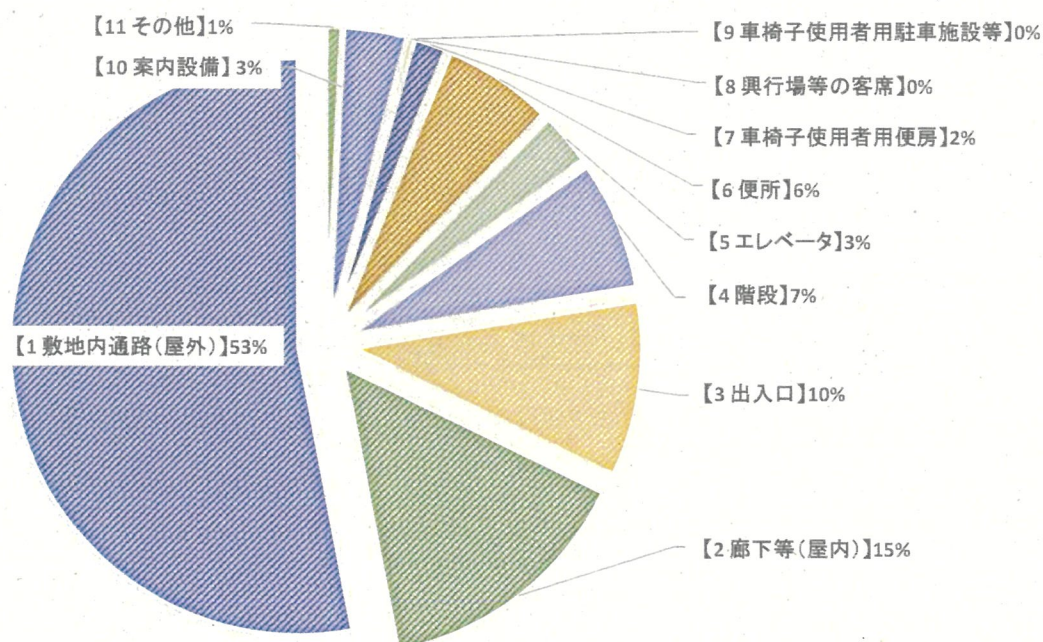
- 交付件数は前年度とほぼ変わらない

(3) 用途別件数及び適合率（R6）



- 社会福祉施設と物販店舗の適合率が高く、飲食店の適合率が低い

(4) 不適合の項目別内訳（R6）

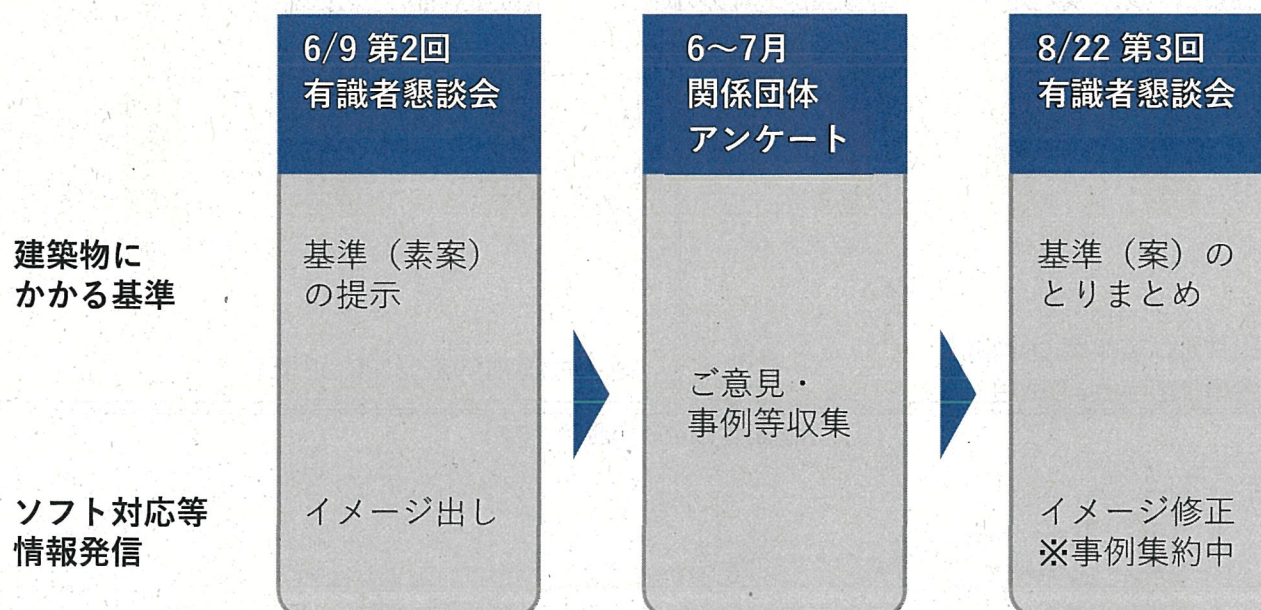


- 1 敷地内通路（屋外）が53%と最も多く、敷地の条件（大きさ、形状、高低差等）が原因の不適合が多い

宿泊施設のバリアフリー化基準について

9/4 福祉のまちづくり推進会議
住宅都市局建築審査課

(1) 検討の経過



宿泊施設のバリアフリー化基準について

関係団体アンケートにおける基準（素案）への主な意見（福祉団体）

- ぜひ基準条例の制定をお願いしたい。 ■ 車いすが必要ない障害の方には広さ的には充分。
- ハード面が難しい場合、ソフト面、スタッフの対応があると安心して宿泊施設が利用できる。
 - ソフト面、スタッフの対応を含めた対応ガイドを作成し情報発信する
- 室内で車いすが回転できること。 → 15㎡以上での努力義務、対応ガイドにて紹介
- 車いすでも通りやすいよう客室出入口幅は、90 cm以上が望ましい。 便所・浴室等の出入口幅は、80cm以上。 扉は開き戸ではなく「引き戸」がよい。
 - 対象はすべての一般客室であるため、対応ガイドにて紹介
- 車いすでトイレ内に入れても移乗は困難。 障害者だけではなく高齢者も手すりの設置が必要。
 - 「適切に配置すること」を努力義務、対応ガイドにて紹介

関係団体アンケートにおける基準（素案）への主な意見（宿泊事業者団体）

- バリアフリー化には賛成。 ■ 基準（素案）の内容で問題ない。
- 15㎡以上の客室は基準に適合しつつ間取り等の個性が出しづらくなる。魅力・個性・楽しみが減る懸念。タイプに適した基準の策定も検討すべき。柔軟な対応ができるとよい。
→ ツインルームなど、ベッド数に応じた基準を追加
- バリアフリーに伴いユニットバスを大型化した場合、その分の容積率を緩和できないか。
→ 制度を検討
- 2段ベッド客室等の段差の取扱いの整理が必要。 → 運用時のマニュアルで整理
- 既存の施設での基準への対応は困難。工事費、営業休止等、運営に大きな影響を及ぼす。
→ 既存施設は1,000㎡以上の増築等のみ該当。対応ガイドにてソフト対応を案内

（2）宿泊施設のバリアフリー化基準に関する基本的な考え方（案）

基準の趣旨

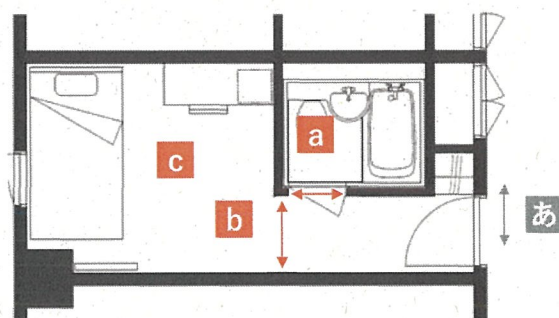
- 現在、名古屋市内においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例（県人街条例）」により、都市のバリアフリー化が進められています。
- 一方で宿泊施設の建築時においては、これらの法令等では、共用部分や車いす使用者用客室の設置に関する基準がなく、一般客室内部には基準がありません。
- 本市では、アジア・アジアパラ競技大会を契機に社会や地域に貢献するレガシーとして、高齢者、障害者の方等を含む全ての方が利用しやすい宿泊施設とすることを目的に、一般客室内部の基準を制定します。
- 一定規模以上の建築物の新築時において、事後の改修により対応することが困難な項目について、条例により基準を定め、義務化します。

基準の概要

対 象	建築（新築、増築、改築又は用途変更）する部分の床面積の合計が、1,000㎡以上の宿泊施設における一般客室（車いす使用者用客室を除くすべての客室） 注1 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項第四号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業の施設を除く 注2 和室部分及び増築の場合の既存部分は対象外
位置づけ	・ 地方自治法に基づく条例化により基準を義務化 ・ 県人街条例と連携した手続き（一体で届出を受理・審査）
内 容	客室面積 15㎡ 未満 ▶ 高齢者や障害者の方等に配慮した基準 客室面積 15㎡ 以上 ▶ 車いす使用者を含めた高齢者や障害者の方等に配慮した基準 ※ 2以上のベッドの客室は、基準面積(15㎡)に 4㎡を加算 (→19㎡)

シングルルームの基準・イメージ図

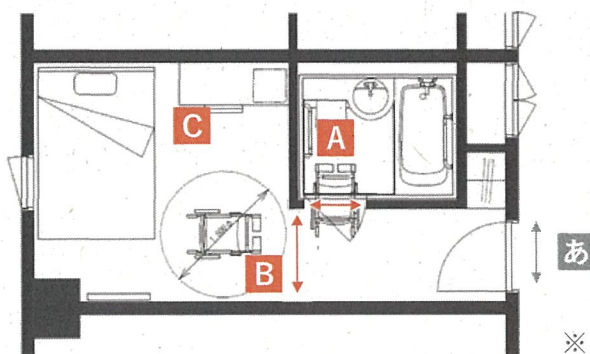
※ 2以上のベッドの客室の
基準面積は15㎡→19㎡



客室面積 15 ㎡ 未満

- a** 客室内の便所及び浴室等の出入口幅有効幅員 **70 cm** 以上
- b** 便所及び浴室等の出入口に接する通路の幅有効幅員 **80 cm** 以上
- c** 客室内に階段又は段を設けない

※ 便所・浴室への手すりの適切な配置に努める



客室面積 15 ㎡ 以上

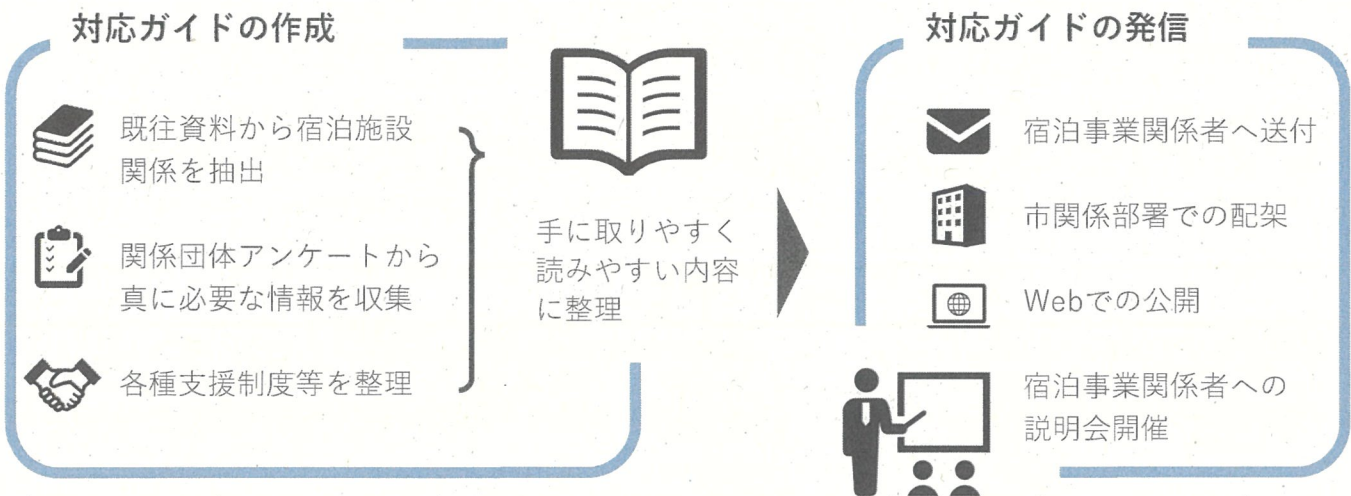
- A** 客室内の便所及び浴室等の出入口幅有効幅員 **75 cm** 以上
- B** 便所及び浴室等の出入口に接する通路の幅有効幅員 **100 cm** 以上
- C** 客室内に階段又は段を設けない※

※ 車いすの転回スペース、ベッド移乗スペースの確保、便所・浴室への手すりの適切な配置に努める

あ（県人街条例）有効幅員 80 cm 以上

(3) 情報発信

- 宿泊施設に特化した、バリアフリーにかかる基準、望ましい姿等について対応ガイドを作成
- 宿泊事業者団体や市内約300の宿泊施設の関係事業者等へ対応ガイドを送付、市ウェブサイトへ掲載するほか、バリアフリー基準の周知期間において対応ガイドを用いた説明会を開催

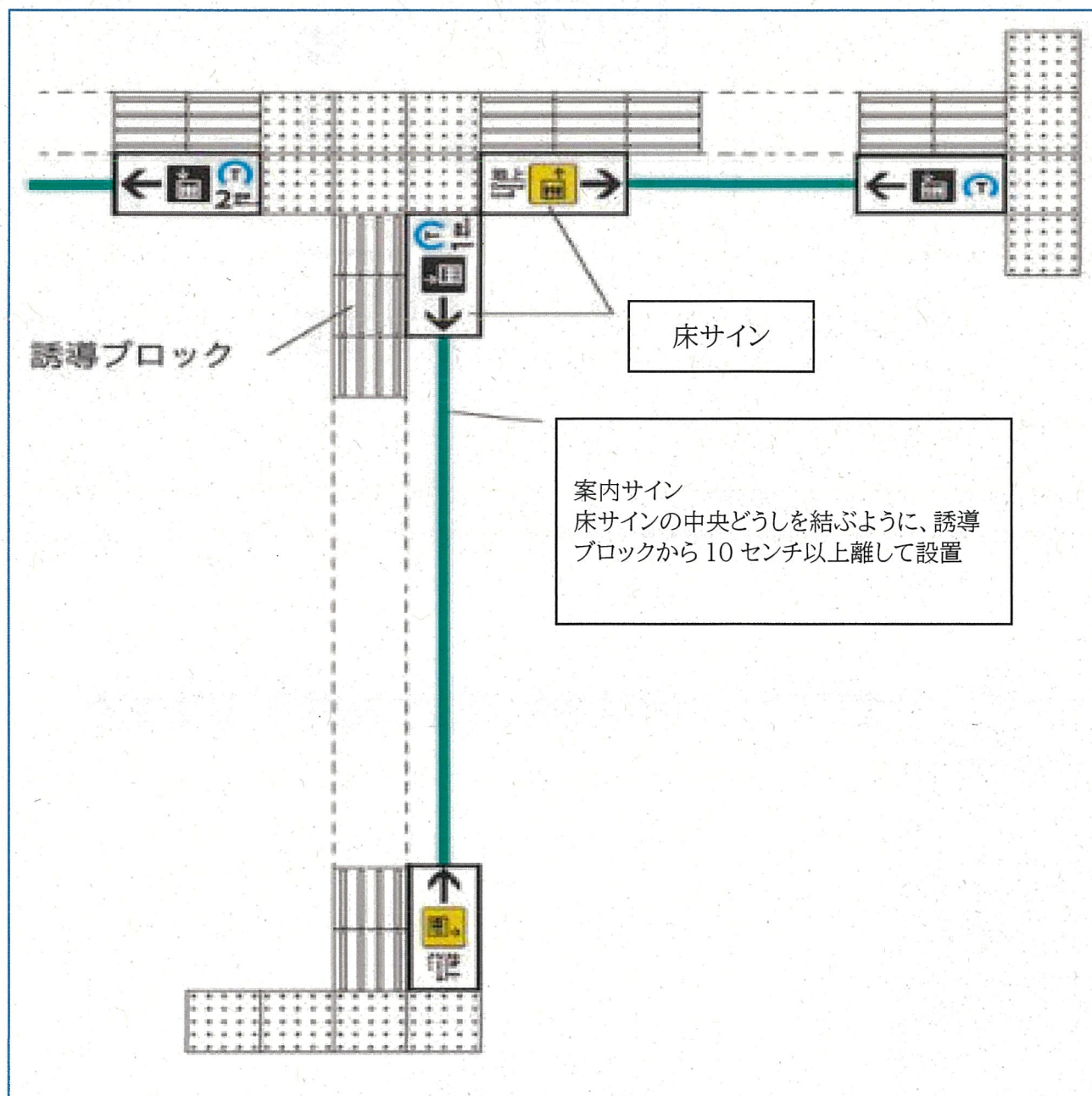


(4) 今後の予定

年 度	項 目
令和7年度	10～11月 パブリックコメント
	1月頃 第4回懇談会 対応ガイド（案）
	3月 基準制定（条例上程・議決・公布）
令和8年度	4月～ 基準周知、情報発信、説明会
	9月 基準施行、制度運用開始 アジア・アジアパラ競技大会

地下鉄駅構内のエレベーター誘導案内について

みだしの件につきまして、第66回福祉のまちづくり推進会議(令和7年3月27日)の議題(「8 地下鉄駅構内の案内サイン(エレベーター誘導案内)について」)で告示しました案のとおり、誘導ブロックから離れた位置に緑色のラインを設置してまいります。



(図)設置方法

名古屋城天守閣整備事業の進め方に係る総括について(概要)

1 総括の目的

令和6年9月18日に示された『「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案に係る検証委員会』の最終報告を観光文化交流局として受け止め、今後、二度と同様の問題や更なる問題を起こさないよう、天守閣整備事業全体の振り返りを行い、事業を進める上での基本的な方針、再発防止策を含む今後の事業の進め方を示します

2 最終報告に対する当局の受け止め

- 最終報告の指摘事項を全て真摯に受け止め、改めて深く反省するとともに、十分に理解を深め、今後の事業につなげていかなければならないと決意します
- 「表現の自由も、すべての市民が等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重されることが前提である」ことを心に刻み、関係局と連携し、信頼回復につながる取り組みを確実に実施します
- 「人権感覚の希薄さ」の指摘を重く受け止め、障害者や高齢者をはじめ配慮を必要とする当事者(以下「障害者等当事者」という。)への人権に対する配慮については、十分な検討が必要と感じています
- 再発防止に向けては、最終報告の提言事項が、全ての基礎となる重要な取り組みと認識しています
- 人権に関する責任者である人権監理者を中心として、職員一人ひとりが主体的に適切な判断を行うことができるよう取り組みます
- 市民の信頼を大きく損なったことを肝に銘じ、失った信頼の回復につながるよう、指摘事項を十分に理解し、再発防止を図り、将来にわたって活(い)かしてまいります

3 天守閣整備事業の振り返り

(1) 振り返りの方法

本事業を進める中で直面し、対応してきた課題から、対象事象を選定し、過去の担当者への聞き取りを踏まえて行う評価・検討において、最終報告の指摘事項との関係性を確認しつつ、その原因を推定しました

(2) 天守閣整備事業の展開に大きな影響を及ぼした事象

対象事象		該当年度
①	文化庁の見解に対する誤った認識と不十分な議会報告	平成25年度から 平成27年度まで
②	木造復元に係る関連議案の継続審査につながる調査検討不足	平成27年度から 平成28年度まで
③	石垣保存方針とりまとめに向けた石垣調査・体制不足	平成29年度から 平成30年度まで
④	現天守閣解体申請の継続審議につながる調査検討不足	平成30年度から 令和 4年度まで
⑤	エレベーター不設置方針に係る障害者等当事者への説明不足	平成29年度から 平成30年度まで
⑥	公募で選定した昇降設備の設置方針に係る市内部の調整不足	令和 3年度から 令和 4年度まで

4 原因の整理とまとめ

(1) 事業の進め方に直接関わるもの(原因の根底)

区 分	内 容
市内部の調整不足	木造復元の解釈のほかに、様々な認識の不一致が市内部で生じていました
人権感覚の希薄	バリアフリーの実現が障害者にとって人権問題であるという認識が十分ではなく、障害者等当事者と対話する姿勢が欠けていました
史跡整備の経験不足	特別史跡名古屋城跡の本質的価値は石垣等の遺構であることは理解しているものの、史跡整備において考慮すべきことへの対応が不足していました
情報提供不足	事業の基礎情報として公式ウェブサイトにおいて、相当量の情報提供があるものの、分かりやすい情報提供について欠ける点がありました

(2) 事業全体に影響を与えたもの

区 分	内 容
スケジュール優先	スケジュールを優先した事業の進め方であったことから、竣工期限を度々変更するなど混乱をきたすとともに、必要な調査検討が不足しました
職員の苦悩や葛藤	過去の担当者への聞き取りにおいて、前市長の意向、職責による苦悩、葛藤が見受けられました

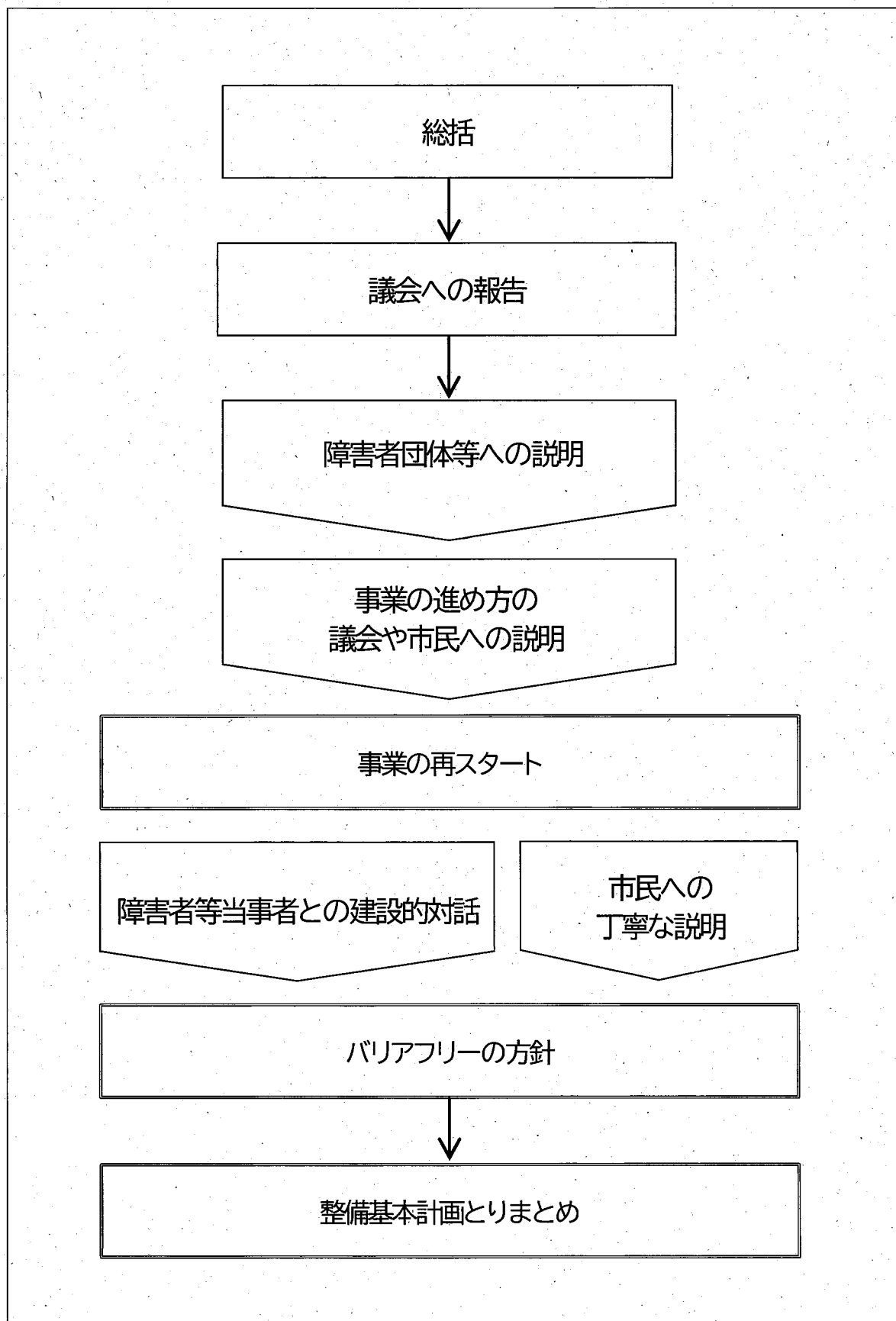
5 今後の事業推進に向けて

(1) 事業を進める上での基本的な方針と再発防止策を含む今後の進め方

区 分	内 容
市内部の共通認識と円滑なコミュニケーション	○市内部の認識を一致させた上で、円滑なコミュニケーションを図るため、「天守閣整備事業の推進ポリシー」を定め、市長、副市長、当局は共有し、ともに事業を推進します
人権意識の向上と障害者等当事者との建設的対話	○観光文化交流局では人権監理者を2名配置し、人権監理者を中心として、職員一人ひとりが主体的に適切な判断を行うことができるよう取り組むとともに、市民向け説明会等を実施する際には、準備段階から人権監理者によるチェック、助言・指導を行います ○研修等の充実を通じて、職員一人ひとりの障害者理解をはじめとする人権意識の向上を図ります ○建設的対話の場として、「バリアフリー整備相談支援事業」の活用を念頭に、当局と当事者との相互理解の上で進められるよう、障害者等当事者の意見を聞きながらバリアフリーの方針を検討します ○高齢者や障害者、子どもを連れた人、外国人など、多様な来場者に対応するため、バリアフリーの観点やユニバーサルデザインを踏まえ、観覧環境の更なる充実に努めます ○差別発言等による人権侵害を二度と起こすことのないよう、適切な準備期間を設け、応援・協力体制を構築し、十分に対策を講じた上で、市民向け説明会等を運営していきます

区 分	内 容
特別史跡内における整備の丁寧な進め方	○名古屋城に携わる者の史跡保護に対する意識の徹底、学芸員の調査研究に関する能力向上を図っていきます ○全体整備検討会議など、有識者の指導・助言をいただくとともに有識者等関係者の理解を得ながら進めていきます
市民等への丁寧な説明と理解促進・機運醸成	○市民等へ分かりやすく伝えるための表現や、情報発信の方法を検討、実施します ○市民等へ広く総括の内容をお示しし、信頼回復に全力を尽くします ○戦後復興の象徴である現天守閣の価値について、様々な記録を適切に保存するとともに、公開・活用し、市民等に広く発信していくことで、現天守閣を記憶に留め、現天守閣の記録・記憶を継承します

(2) 今後の事業の流れ



福祉のまちづくり推進会議 委員名簿

令和7年9月現在 (◎：座長)

区 分	氏 名	職 名
学識経験者	◎ 磯部 友彦	中部大学教授
	嶋田 喜昭	大同大学教授
	宮崎 幸恵	東海学園大学名誉教授
福祉関係者	橋井 正喜	名古屋市身体障害者福祉連合会会長
	天野 直明	名古屋市老人クラブ連合会副会長
	岩間 康治	名古屋ライトハウス情報文化センター所長
	鈴木 麻美子	名古屋難聴者・中途失聴者支援協会理事
	辻 直哉	A J U自立の家
	加藤 尚子	名古屋手をつなぐ育成会理事
	池山 豊子	名古屋市精神障害者家族会連合会会長
	岡田 ひろみ	愛知県自閉症協会・つぼみの会副理事長
	中井 恵美	子育て支援のNPOまめっこ理事長
交通関係者	松岡 成子	A S T A共同代表理事
	山口 喜樹	名古屋市認知症相談支援センター所長
	石川 優	名古屋タクシー協会副会長
経済団体関係者	西尾 和晴	中部鉄道協会常任理事・事務局長
	小林 裕之	愛知県バス協会専務理事
	佐藤 航太	名古屋商工会議所商務交流部長
行政関係者	佐藤 一由	総務局企画部長
	加藤 清嗣	子ども青少年局子育て支援部長
	蜂矢 祐介	住宅都市局建築指導部長
	大石 一成	住宅都市局営繕部長
	前川 滋美	住宅都市局まちづくり企画部長
	加藤 人士	緑政土木局道路部長
	中山 善博	緑政土木局緑地部長
	木村 広聖	教育委員会事務局総務部長
	早川 元康	交通局営業本部企画財務部長
	田嶋 仁美	健康福祉局担当局長（地域共生社会推進） ※地域共生推進部長事務取扱
	浅井 令史	健康福祉局高齢福祉部長
	高倉 敦	健康福祉局障害福祉部長

会議を傍聴する際の注意事項

- 1 ポスター、ビラ、拡声器の類を所持している者のほか、議事を妨害し又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、会議場に入ることができない。
- 2 傍聴者は会議場においては、静粛を旨とするとともに、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法で公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - (3) 携帯電話、ポケットベルその他音を発生する機器の電源を切ること。
 - (4) その他会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。
- 3 傍聴者は、会議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。但し、座長が許可した場合はこの限りでない。
- 4 傍聴者は、会が傍聴を認めないと決定した議題について審議等を行おうとする場合は、直ちに会議場から退場しなければならない。
- 5 傍聴者は、座長及び事務局の職員の指示に従わなければならない。
- 6 傍聴者がこの要項の規定に違反した場合、座長は傍聴者に対して必要な措置を命ずることができる。
- 7 傍聴者が前項の規定による命令または前条の指示に従わないときは、座長はその者に対して会議場からの退場を命じることができる。

